

## 重度障害者対応共同生活住居整備事業 Q&A

NO.	質問	回答
1	創設、移転、増築の区別について知りたい	<p>「創設」・・・更地に新たに施設を建設する場合。  「移転」・・・従前の施設があった場所とは別の土地に移り、新たに施設を建設する場合。  「増築」・・・従前の施設の増床等を行う場合。  を指します。  いずれについても、定員数が4名以上追加されるものが対象となります。</p>
2	どのような経費が補助対象になるのか	<p>創設・移転・増築いずれの場合でも、主体工事費、工事事務費が対象です。  増築の場合、住居として重度障害者の受け入れに対応するため、従前の施設内に改修を加える工事費用についても補助対象となります。  ※土地の取得にかかる費用、移転前の施設撤去にかかる費用、外構整備費等は除きます。</p>
3	整備用地において残置物の解体や整地を行う場合、その費用は補助対象となるか	<p>本補助金において、用地取得費用や用地整理費用は補助対象外です。</p>
4	整備用地を事前に整地したい。補助金の内示前に着工可能か	<p>補助の対象にならない工事については、補助金の内示前に着工して差し支えありません。</p>
5	整備用地（建設予定地）は、購入したものが対象か	<p>整備用地は、事業者自身が購入したもの、贈与を受けたもの、借用したもの、いずれも対象です。  応募時点では購入等の確約を証明できる書類が必要です。また、整備開始時点までに用地を確保する必要があります。</p>
6	建て貸しは対象になるか	<p>建て貸しは対象外です。事業者自身が建物を所有し、共同生活援助事業を運営するものについて対象としています。</p>
7	事業開始後、入居者の入れ替わり等で重度障害者支援加算の対象となる方の入居がなくなった場合、この補助金はどのような取り扱いとなるか	<p>やむを得ない事情等で「重度障害者支援加算」の対象の入居者がいなくなってしまう場合について、補助金の返還等を求めるものではありません。しかし、本事業の目的を鑑み、「重度障害者支援加算」の対象となるような重度の障害のある方を積極的に受け入れていただきますようお願いいたします。</p>